

死亡労災事故が急増 多発警戒を発令

平成29年6月1日現在における静岡県内の障害者雇用状況の集計結果について

富士市と雇用対策協定を締結しました

平成30年度の大学等卒業予定者のハローワークにおける取扱いが変わります

株式会社東京発条製作所を「ユースエール認定企業」として認定しました

「建設業雇用改善・管理セミナー」のご案内

ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社に「くるみん」認定を行いました

平成30年1月1日 職業安定法が一部改正されました

静岡県有効求人倍率（平成29年11月内容）



## 2018年 年頭のご挨拶

静岡労働局 高森局長

明けましておめでとうございます。

皆様方には、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。旧年中は、労働行政の推進に当たりご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

昨年の静岡県内の雇用情勢は、有効求人倍率が4月に1.51倍となり、24年11か月ぶりに1.5倍台に回復し、11月には1.59倍まで上昇するなど、着実に改善が進んでおります。

労働市場が逼迫する中で、人手不足が中小企業をはじめ幅広い業種に広がりを見せており、医療・福祉、建設、運輸、警備、サービス等の分野においては事業活動に深刻な影響を及ぼし始めております。

これに対応するため、静岡労働局では、静岡県とも連携・協力して緊急人材確保対策に取り組むこととし、9月には県内全てのハローワークに「人材確保支援コーナー」を設置したところです。

しかしながら、中長期的には、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、人手不足は今後も継続するおそれがあります。このため、緊急的な人材確保対策に加え、「働き方改革」の実現に向けた取組が不可欠となっております。働き方改革は、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとされており、多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と分配の好循環を実現するため、働く人の立場・視点で取り組んでいく必要があります。静岡労働局では、説明会等を実施して周知・啓発を行っていくとともに、働き方改革に関する相談の拠点となる働き方改革推進支援センターの設置や助成金等による支援を通じて働き方改革の実現に取り組んでまいります。

また、短期的には、人手不足によって今いる従業員の方に過重な負担がかかり、長時間労働の発生要因になるとともに、労働災害の発生リスクが一層高まることも懸念されるところです。長時間労働の是正に向けては、11月の「過労死等防止啓発月間」において、長時間労働の削減に向け積極的な取り組みを行っている企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、その取組事例を紹介するイベントを実施しました。引き続き労働基準監督署による監督指導と司法処分を含めた厳正な対処を行う一方で、このような長時間労働の是正に向けた機運を高める取組も実施します。また、本年からスタートする「第13次労働災害防止推進計画」を踏まえて、過労死を始めとする労働災害の減少に向けて発生防止の対策に取り組みます。

労働契約法の改正により、本年4月には無期転換ルールが本格化します。非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消に向けた啓発も含めて、労使双方に対する周知・指導に全力で取り組んでまいります。

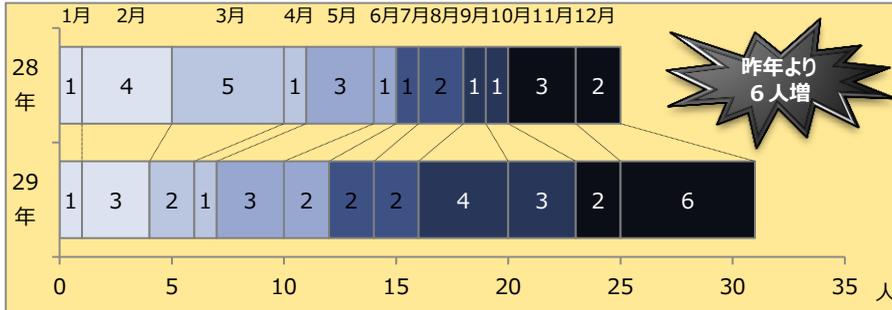
本年も多くの課題がある中、生き活きと働く人々の笑顔が溢れるよう取り組んでまいりますので、皆様の格段のご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご繁栄を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



静岡県内では、本年9月以降、死亡労災事故が増加し、12月13日に発生した死亡災害により直近3週間で6件発生となり、昨年1年間の全数を6名上回る31名に達しています。(12月31日現在、暫定値31名)

このため、静岡労働局では12月1日から来年1月15日の間、死亡災害の撲滅と災害ゼロを目指した「年末年始無災害運動」に加え、12月14日以降「労災死亡事故多発警戒中」の看板を局、各署に設置し、災害防止意識の一層の喚起に努めています。



看板を設置した富士労働基準監督署

平成29年6月1日現在における静岡県内の障害者雇用状況の集計結果について

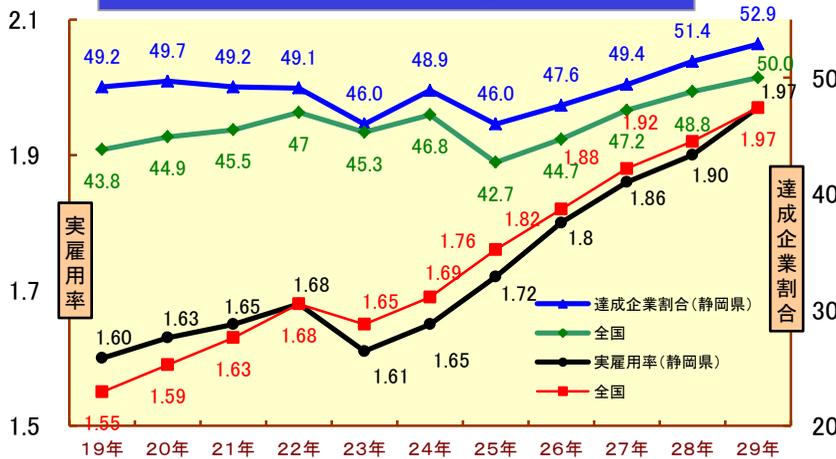
民間企業の実雇用率1.97%、達成企業割合52.9%

～ 5年連続で雇用障害者数、実雇用数とも過去最高を更新 ～

静岡労働局では、障害者雇用促進法に基づいて、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主などから、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報告を求めています。このほど、平成29年6月1日現在における同報告を集計し、その結果を公表しました。

雇用障害者数・実雇用率ともに5年連続で過去最高を更新しており、全国平均以上の結果となっています。障害者雇用は着実に進んでいる状況にありますが、今後も引き続き障害者雇用の促進に努めていきます。

民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



【集計結果の主なポイント】

- 民間企業**【法定雇用率2.0%】
  - 雇用障害者数 **10,962.0人**
  - 実雇用率 **1.97%** (全国1.97%)
  - 法定雇用率達成企業割合 **52.9%** (全国50.0%)
- 公的機関**
  - 県【法定雇用率2.3%】
    - 雇用障害者数 **191.5人**、実雇用率 **2.55%**
  - 市町等【法定雇用率2.3%】
    - 雇用障害者数 **718.0人**、実雇用率 **2.37%**
  - 教育委員会【法定雇用率2.2%】
    - 雇用障害者数 **464.0人**、実雇用率 **2.25%**
- 独立行政法人等**【法定雇用率2.3%】
  - 雇用障害者数 **117.5人**、実雇用率 **2.20%**

富士市と雇用対策協定を締結しました



写真左：小長井富士市長  
写真右：高森労働局長

平成29年12月8日（金）、静岡労働局は富士市役所において富士市と雇用対策協定を締結しました。

同協定締結は、県内市町では浜松市、熱海市、掛川市、島田市に続いて5例目です。「富士市雇用対策協定」とは、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と労働局が行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、各施策に対する互いの理解を深め一体的に実施していくための連携・協力の内容等を定めた協定です。

当日は、小長井富士市長（写真左）と高森労働局長（写真右）は、協定書署名後、富士市の雇用状況の改善と就労支援の強化に取り組むことを相互に確認しました。

協定に基づく事業計画は、  
①若年者②女性③障害者④高齢者⑤生活困窮者⑥一般就労を目指す者  
に対する就労支援を重点項目とした雇用対策を推進していくことを目的としております。

平成30年度の大学等卒業予定者を対象とした

求人公開日は**4月1日**です！

- ※ 求人公開日が昨年度の6月1日から4月1日に変更となりました。
- ※ これに伴い、求人の受理が昨年度の3月1日から2月1日に変更されます。

大学、短期大学と高等専門学校の前年度（平成31年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールを踏まえ、ハローワークでの卒業・修了予定者（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）を対象とする求人の取扱いは、以下のとおりになります。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降

ハローワークにおける求人の取扱い	
求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

求人公開の時期を早めることで、学生の皆様は十分な業界研究を行うことが可能となるほか、企業の皆様も学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。  
なお、求人公開後であっても**5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。**

株式会社東京発条製作所を「ユースエール認定企業」として認定しました

静岡労働局は、青少年の雇用の促進等に関する法律（通称：若者雇用促進法）に基づくユースエール認定企業として、平成29年11月24日に「(株)東京発条製作所」（沼津市）を認定し、認定に基づく認定通知書交付式を12月7日に管轄するハローワーク沼津にて行いました。

12月末現在静岡県内のユースエール認定企業は9社となりました。



【認定書交付式】  
写真左：代表取締役 荒井氏  
写真右：ハローワーク沼津池田所長

ユースエール認定企業とは

平成27年10月1日に施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律（通称：若者雇用促進法）」によって創設され、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定基準を満たしており、若者の雇用状況などが優良な中小企業を認定する制度です。



ユースエール認定企業一覧

事業所名	所在地
1 株式会社 ソフィア	浜松市中区
2 トータルソフト静岡株式会社	静岡市葵区
3 株式会社 巧建工	浜松市浜北区
4 本橋テープ株式会社	榛原郡吉田町
5 社会福祉法人 三幸会	浜松市中区
6 株式会社 トモグリーンカナル	静岡市葵区
7 社会福祉法人 美芳会	富士市
8 三浦労務経営事務所	島田市
9 株式会社 東京発条製作所	沼津市

「建設業雇用改善・管理セミナー」のご案内

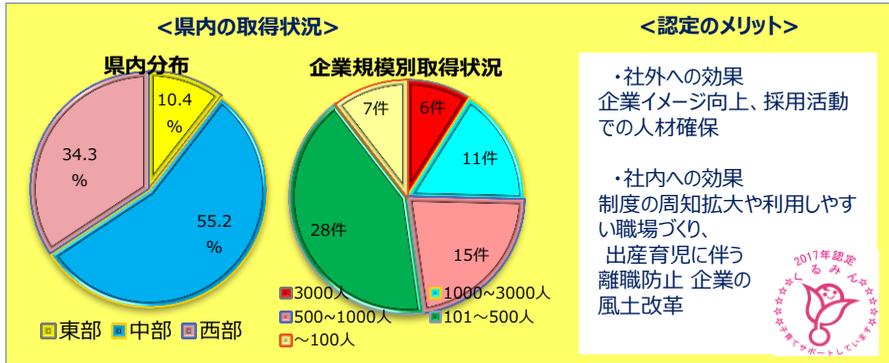
建設労働については、建設生産の特殊性や重層下請構造の存在等に起因して、雇用関係や労働条件が不明確で雇用が不安定であること、労働災害や賃金不払いが多く発生していることなど多くの問題が見られます。このような建設労働問題の改善を図るために、建設業雇用改善・管理セミナーを次のとおり開催しますので、ご案内いたします。  
なお、当日は建設雇用改善優良事業所の静岡県知事褒賞授与式も併せて開催いたします。

- ◎開催日時 平成30年2月22日（木）13時30分～16時30分（予定）（受付は13時00分～）
- 主 催 静岡労働局、静岡県
- ◎協力団体 (一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設産業団体連合会
- 協賛団体 (独)勤労者退職金共済機構建退共静岡支部
- 会 場 グランシップ静岡910会議室（静岡市駿河区池田79-4 TEL：054-203-5713）
- ◎募集人数 120名程度（先着順）
- 受 講 料 無料
- ◎内 容
- 1 建設業雇用改善優良事業所静岡県知事褒賞授与式
- 2 建設業雇用改善・管理セミナー
  - (1) 建設業における雇用管理の改善及び非正規労働者の処遇改善等について
  - (2) 建設業における労働条件の確保及び改善について
  - (3) 静岡労働局が取り扱う雇用関係助成金及び建設労働者確保育成助成金について



●申込み・問合せ先：TEL 054-271-9970  
静岡労働局職業安定部職業対策課（〒420-8639静岡市葵区追手町9-50地方合同庁舎5階）

くるみん認定は、2007年開始後、10年を迎えた2017年で県内67社、うちプラチナくるみん7社の認定となっております。  
この度、新たにヤマハモーターエレクトロニクス株式会社にくるみん認定し、12月20日に交付式を行いました。同社の育児休業及び育児休暇の取得率は男性が50%、女性が100%を達成しています。また、独自の取組として、社員個人が特別な日を決める「記念日休暇」を設け、2日連続した休みを年2回取得することとしています。



【交付式】  
写真左：ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社社長  
写真右：静岡労働局長

平成30年1月1日 職業安定法が一部改正されました

需給調整事業課  
054-271-9980

平成29年3月31日に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、職業安定法が平成29年4月1日、平成30年1月1日、公布から3年以内の政令で定める日と段階的に施行されております。特に、平成30年1月1日より施行された内容は、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者、求人者などに対して広く新たな義務等が規定する内容となっております。

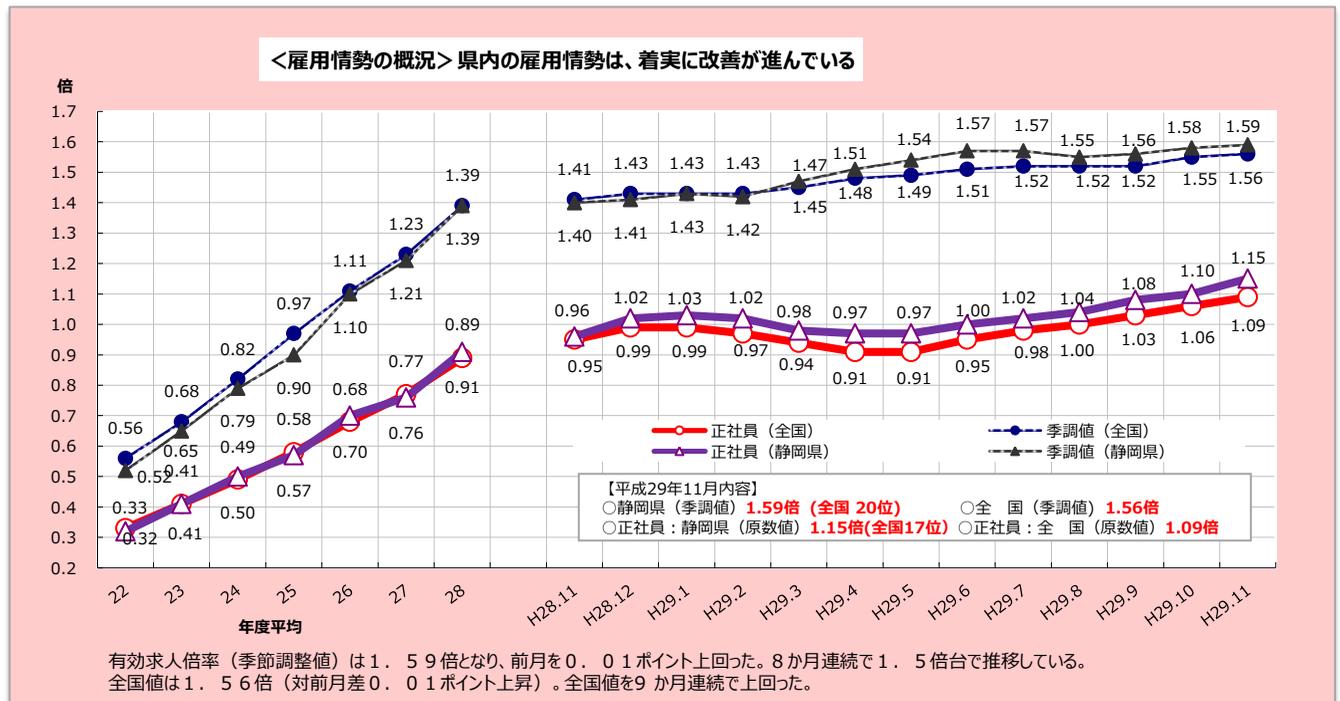
主たる内容として、「企業が行う募集・求人時に労働条件等の明示する項目が、新たに追加されること」「採用時の条件が当初明示した条件と異なる場合に、その内容を求職者に対して新たな義務が規定されるもの」などがあります。

※詳しくは、静岡労働局ホームページをご参照ください。

<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/syokuan/20150117jukyuyouseijigyoku.html>

静岡県有効求人倍率（平成29年11月内容）

職業安定課  
054-271-9950



死亡事故災害発生状況

	H29年		前年同月
	12月把握分	累計	
製造業	2	11	8
建設業	0	4	7
運輸業	2	5	4
農林業	1	2	0
その他	1	9	6
合計	6	31	25

平成29年12月31日現在

編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室  
〒420-8639  
静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎3階）  
TEL <054>254-6320  
FAX <054>254-6543  
<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>